

特定非営利活動法人N P O ぽぽハウス虐待防止のための指針

第1 本指針作成の要旨

当法人の各事業所における利用者への虐待の発生を未然に防止するため、本指針を定める。

第2 当法人における虐待の防止に関する基本的考え方

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に基づき、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。

第3 本指針における虐待の定義

本指針における虐待の定義は以下の通りとする。

区分	内容と具体例
身体的虐待	<p>利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある行為、正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <p>殴る、蹴る、つねる、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する、椅子や壁に縛り付ける、異物を飲ませたり食べさせる、食べ物を無理やり口に押し込む、長時間、部屋や車内に閉じ込める、理由なく身体拘束する、本人が拒否しているのに職員の都合で口に入れて食べさせる必要もなく全介助する、医療的な必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する など</p>
性的虐待	<p>利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること。</p> <p>【具体的な例】</p> <p>子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする、人前でおむつ交換をしたり遮蔽措置を講じない、介助の必要性が無いのにも関わらず裸にする、本人の前でわいせつな言葉を発する、わいせつな映像を見せる など</p>
心理的虐待	<p>利用者に対する暴言、又は無視する等の拒絶的な対応、不当な差別的言動、その他心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>【具体的な例】</p> <p>言葉による脅し、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう面前DV（※DV：ドメスティック・バイオレンス）、きょうだいに虐待行為を行う、車椅子移動時速いスピードで走らせ恐怖感を与える、</p>

	<p>利用者からの話しかけを意図的に無視する、 利用者の同意なしにカバンを開閉する、 利用者のモノマネをする、 意図的に仲間に入れない、 子ども扱いする、 本人が拒否しているのに職員の都合で口に入れて食べさせる、 必要もなく全介助する 利用者を侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視する など</p>
放棄・放任 (ネグレクト)	<p>利用者に対して適切な支援、介護を行わず、長時間放置するなど養護を怠ること。 【具体的な例】 家に閉じ込める、食事・水分を十分に与えない、ひどく不潔にする、 自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れていかない、 入浴をさせない、汚れた服を着させ続ける、排泄の介助をしない、 失禁・失便の処理をしない、 自傷行為・他傷行為に対応しない、 ケガの処置をしない、ナースコールを無視する 身体的虐待や心理的虐待を放置する など</p>
経済的虐待	<p>利用者の合意なしに所有物や財産を使用、不当に処分すること。又は利用者から不当な財産上の利益を得ること。 【具体的な例】 本人の同意なしに現預金を使い込む・年金を搾取する、勝手に管理する、本人が望む金銭の使用を理由なく制限する、 利用者がカバンに入ってきた財布・集金袋等を同意なしに開閉する など</p>

第4 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

ア 虐待の防止の対策を検討する委員会の設置

当法人に、虐待の防止の対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）を置き、少なくとも年に1回以上開催する。虐待防止委員会は下記の者で構成する。

- ・委員長：1名
- ・副委員長：1名
- ・虐待防止担当者：執行部員、各所属長

虐待防止委員会で検討した結果については記録し保管（5年保存）するとともに、職員にその内容の周知を行うこととする。

虐待防止委員会は身体拘束適正化検討委員会を兼ねるものとする。

イ 虐待防止委員会の役割

- (1) 虐待防止研修の企画・プログラムの作成
- (2) 虐待通報受付書、行動制限理由書、協議結果記録書の確認

- (3) 虐待事例の分析検討
- (4) 虐待再発防止計画の立案
- (5) 再発防止策の効果検証
- (6) 虐待の未然防止に向けた取り組み

ウ 虐待防止担当者の役割

- (1) 被虐待者、養護者、関係者、職員等からの虐待通報受付
- (2) 虐待通報受付書の関係行政機関への提出
- (3) 虐待内容の確認と記録
- (4) 被虐待者、養護者との協議
- (5) 虐待防止委員会への虐待内容報告
- (6) 所属職員の「虐待防止」に関する意識向上への指導
- (7) 虐待防止委員会への虐待改善状況の経過報告
- (8) 虐待につながる行為の観察、早期発見、早期改善
- (9) 「協議結果記録書」の作成、被虐待者等への報告

第5 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

当法人では、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、虐待防止の徹底を図るために、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年に1回以上）に実施するとともに、職員の新規採用時にも実施する。本研修に関する研修プログラムについては、虐待防止委員会が作成するものとする。研修に関する資料、結果を記録し保管（5年保存）する。

第6 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

職員は、自身が虐待行為を行ったと気づいたとき、施設内で虐待（若しくは虐待と疑われる事案）を発見したときは、速やかに所属の虐待防止担当者に報告するとともに、報告の内容を別に定める「虐待通報受付書」（別紙1）に記録し、所属内で共有したうえで虐待防止委員会に提出する。報告を受けた虐待防止担当者は、彦根市及び虐待を受けた利用者に係る支給決定市町の虐待担当窓口にその旨を通報することとする。

また、虐待防止担当者が虐待の加害者になっている場合など、上記の対応を取り難い理由がある場合は、虐待を発見した職員が直接所管の市町の虐待通報窓口に通報することとする。

なお、虐待を発見し虐待防止担当者等に報告した職員、虐待若しくは虐待と疑われる事案を市町に通報した職員に対し、不利益な取り扱いを行わない。

職員は、利用者の行動制限を行った場合、行動制限を見かけたときは、速やかに所属の虐待防止担当者に報告するとともに、報告の内容を別に定める「行動制限理由書」（別紙2）に記録し、所属内で共有したうえで虐待防止委員会に提出する。

彦根市の 虐待通報窓口	彦根市福祉保健部高齢福祉推進課 TEL 0749-23-9660 FAX 0749-30-9231
----------------	--

	彦根市福祉保健部障害福祉課
	TEL 0749-27-9981 FAX 0749-30-9231

厚生労働省身体拘束ゼロ作戦推進会議資料より

身体拘束が認められる要件

①	切迫性	利用者やほかの利用者の生命や身体に危険が及ぶ可能性が高い場合
②	非代替性	身体拘束以外に代替する介護方法がない場合
③	一時性	身体拘束は一時的なものである場合

第7 虐待発生時の対応に関する基本方針

事業所内で虐待が発生した場合、「第6 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針」の通り速やかに通報を行う。

また、当該虐待に関してその状況、背景等を記録し、当該記録に基づいて虐待防止委員会において原因の分析と再発防止策の検討を行う。あわせて、市町が実施する調査に協力するとともに、市町からの指示に従い、必要な改善を行うこととする。

虐待事例及びその分析結果については、職員に周知徹底し、再発防止に努めるとともに、事案発生後に行った再発防止策や改善策についてはその効果を検証する。

虐待防止担当者は、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について別に定める「協議結果記録書（別紙3）」に記録する。

虐待防止担当者は、虐待通報の内容を解決するために被虐待者及び養護者と協議する。

虐待防止担当者は、必要に応じ協議結果記録書の内容を被虐待者及び養護者に報告する。

第8 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は利用者・家族や関係機関が閲覧できるようにする。

第9 その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

法人の外部で開催される虐待防止研修に積極的に参加するとともに、受講後は職員に当該研修の伝達を行う。

本指針に定める事項以外にも、利用者の虐待防止について国・地方自治体から発出される通知等に留意し、虐待防止推進に取り組むこととする。

附則

- 1 本指針は、2025年3月3日より施行する。
- 1 特定非営利活動法人NPO ぽぽハウス権利擁護・虐待防止と適切な支援の推進に関する委員会設置要綱は廃止する。
- 1 特定非営利活動法人NPO ぽぽハウス権利擁護・虐待防止対応規程は廃止する。

虐待通報受付書（別紙1）

受付者：

受付日時：

被虐待者氏名	
生年月日	年 月 日
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
虐待の日時	年 月 日 時
虐待の場所	
虐待者氏名	
虐待の種類	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放任 <input type="checkbox"/> 経済的虐待
発言内容や状態・行動・態度など（見聞きしたことをそのまま記入）	
【被虐待者の状況】	
【虐待者の状況】	
【その他】	

行動制限理由書（別紙2）

利用者名	
職員名	
発生の日時	
発生場所	
制限の必要性	<p>【切迫性】</p> <p>【非代替性】</p> <p>【一時性】</p>
妥当な制限行為 であったかどうか の判断（三要 件の判断） 【虐待防止担当 者が記載】	

協議結果記録書（別紙3）

被虐待者氏名	
生年月日	年 月 日
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果	
虐待が始まったと思われる時期	
虐待が発生したきっかけ	
被虐待者からの聴き取り結果	
虐待者からの聴き取り結果	
養護者への説明内容、説明日時	
今後の虐待防止策	